

(家庭数)

令和元年 7 月吉日

P T A 会員の皆様へ

日野市立七生緑小学校
P T A 会長

P T A 保険更新についてのお知らせ

日頃より P T A 活動にご協力いただきありがとうございます。

先日 P T A 会員の皆様からご集金させていただきました P T A 会費より『P T A 団体傷害保険』の保険の更新をしましたことをご報告させていただきます。

この保険は①傷害保険 ②賠償責任保険 を組み合わせたものです。学年ごとに行われる学年行事や、親睦会などを含む P T A 主催・共催する行事での不測の傷害、賠償責任について補償されます。

■ 『P T A 団体傷害保険』について

《契約のしくみ》

- * 保険契約者 P T A
- * 補償対象者 (被保険者) . 全児童・保護者・教職員会員
- * 加入 全員一括加入
- * 保険料 P T A 会員一世帯につき、年間約 1 0 0 円
- * 契約期間 令和元年 7 月 2 日～令和 2 年 7 月 2 日 (1 年間)

《①傷害保険について》

1) 保険金をお支払いする場合

- P T A が主催・共催する行事参加中に被ったケガ。
- P T A 行事への往復途上も対象となります。
例) 保護者が P T A 懇談会参加後自転車で帰宅途中に転倒しケガで 1 0 日間入院。
→支払保険金；30,000 円
- 細菌性食中毒。
- 日射または熱射を原因とする熱中症。

2) 保険金額

- 死亡・後遺障害保険金 1 名につき 2 7 5 万円
- 入院保険金日額 日額 3 0 0 0 円
- 通院保険金日額 日額 2 0 0 0 円
(入院保険金は 1 8 0 日限度、通院保険金は 9 0 日限度)

3) 保険金をお支払いできない場合 (主なもの)

- 被保険者の故意、または重大な過失
- 地震もしくは噴火、またはこれらによる津波
- 脳疾患、疫病、心身喪失、放射線照射、放射能汚染



《②賠償責任保険について》

1) 保険金をお支払いする場合

- 使用者の不注意によって児童・保護者・教職員・会員、その他第三者の身体財物に損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合。
- 第三者から借用した備品等の財物などを損壊、または紛失したことについて、管理者と法律上の損害賠償責任を負った場合。

例) PTA 活動中、PTA で借りていたビデオカメラを破損させた。

→支払保険金；45,000 円

(修理代 5 万円から自己負担額 5,000 円を差し引きます。)

2) 保険金額

- 対人 1 名 1 億円
 1 事故 2 億円
- 対物 1 事故 500 万円
 (対人、対物ともに自己負担額 1,000 円)
- 保管物危険 1 事故 10 万円
 保険期間中填補限度額 500 万円
 (自己負担額 5,000 円)

※PTA活動の一環として、七生緑小祭りなどで飲食物を提供する関係で、生産物賠償責任保険（PL法）に対応するために国内PL保険にも加入し、今回更新しております。

(年間保険料1,000円(総額))。

こちらもPTA会費より支出させていただきましたことをご報告させていただきます。

★事故がおきたらどうしたらいいの？

七生緑小学校（042-591-0998）に連絡すると共に、
本部会計 までご連絡ください。

その際、行事名・氏名・年齢・住所・電話番号をお知らせください。

後日、保険会社と当事者で手続きを行います。

(保険会社 : 株式会社 東京セントラル)

(団体契約者: 東京都小学校PTA協議会互助会)

よろしく願いいたします。